

藤枝市国民健康保険事業基金条例

藤枝市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例(平成 3 年藤枝市条例第 14 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、藤枝市国民健康保険事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、藤枝市国民健康保険事業特別会計予算(以下「予算」という。)の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、支払上現金に不足を生じたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定により繰替運用をした金額は、当該会計年度内に返還しなければならない。

(処分)

第 6 条 基金は、国民健康保険事業の健全な財政運営に必要な財源に充てる場合に限って、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の藤枝市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例（平成3年藤枝市条例第14号）の規定による基金に属する現金その他の財産は、この条例の基金に属する現金その他の財産とみなす。